

令和 6 年度 第 4 回小平市図書館協議会要録

- 1 日 時 令和 6 年 11 月 12 日（火）午後 2 時から午後 3 時 23 分まで
- 2 会 場 中央図書館 2 階会議室
- 3 出席者 委員：落合会長、伊藤副会長、神子委員、栗林委員、石井委員、海老名委員、
溝口委員、菅野委員、岡本委員 計 9 名
事務局：利光中央図書館長、藤田（中央図書館長補佐兼庶務担当係長）、吉崎（小川西町
図書館長）、菅家（中央図書館サービス担当係長）、田中（中央図書館資料担当
係長）、小林（中央図書館歴史公文書・調査担当係長）、小山（仲町図書館長）
計 7 名
- 4 傍 聴 なし
- 5 配布資料
 - ・大沼図書館の臨時休館及び大沼公民館の一部利用休止について（資料No. 1）
 - ・第 5 次小平市こども読書活動推進計画（素案）について（資料No. 2）
 - ・小平市立図書館行事等の報告と今後の予定（資料No. 3）
 - ・月別館別貸出資料数（速報値）（資料No. 4－1）
 - ・月別館別登録者数（速報値）（資料No. 4－2）
 - ・広域利用市別貸出（速報値）（資料No. 4－3）

6 冒頭報告（小平市立小川駅西口複合施設条例案について）

市教育委員会 10 月定例会に提出された「令和 6 年 12 月小平市議会定例会提出議案小平市立小川駅西口複合施設条例に係る教育委員会の意見聴取について」の説明を行った。

本議案は市議会 12 月定例会に提出予定の「小平市立小川駅西口複合施設条例案」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から教育委員会に対して意見聴取の依頼があり、教育委員会定例会に諮られたもの。図書館を含む教育委員会に関わる条文は、第 1 条から第 5 条まで、第 16 条及び 附則の一部である。

第 1 条では、設置の目的や所在地を規定。

第 2 条では、本複合施設を構成する施設を規定。

第 3 条では、本複合施設で行う事業について、移転する既存の 4 つの施設において通常行う事業のほか、複数の機能の相乗効果により、にぎわいや憩いを創出する事業を行うことなどを規定。

第 4 条では、休館日を、第 5 条では、開館時間を規定。

第 16 条では、指定管理者に行わせることができる事項について規定。

附則の第 3 項以降で、図書館条例の改正を規定。

第 4 条では小川西町図書館の休館日及び開館時間について図書館条例の規定から外し、小川駅西口複合施設条例で定める旨を追記した。

本案は教育委員会定例会資料として現段階のものを提示されたものであり、今後、所在地の住居表示や必要な文言修正等を加えたうえで、市議会の議案として提出する。

以上の報告に対し、質問はなし。

7 議事

(1) 報告事項

①小平市総合教育会議について

②大沼図書館の臨時休館について

(資料No. 1)

③第 5 次小平市こども読書活動推進計画（素案）について

(資料No. 2)

④図書館運営状況について

・図書館行事等の報告と今後の予定について

(資料No. 3)

・令和 6 年度上半期月別館別貸出資料等について

(資料No. 4)

⑤令和 5 年度決算特別委員会について

報告事項についての意見・質疑応答

委 員：小平市総合教育会議について、図書館の教育的役割や、こどもの読書習慣を支援するようなことも語られるのか。

事 務 局：出席者の経験や知識からの話があると思われる。

会 長：具体的な出席者を教えてほしい。

事 務 局：市長と教育長及び教育委員 4 人である。

会 長：会議は公開されるということなので、関心のある方は傍聴していただければ幸いである。

委 員：第 5 次小平市こども読書活動推進計画について質問する。資料No. 2、素案 P11、3 (1)「小・中・高校生世代の不読率の上昇」のところである。2023 年 6 月実施の全国学校図書館協議会の調査では、小・中学生は本を読む人が増え、高校生に関しては横ばい状態という調査結果を読んだ。これは第 4 次までの成果がある程度表れているように理解した。どのように解釈しているか。

事 務 局：小・中学生については微増程度、中学後半から高校にかけての不読率は上がっていることが様々な調査から読み取れる。対策としては、様々な取り組みを重ねていくことが必要ではないかと考えている。

委 員：P21 等で読書に取り組み難いこどもの対策を立てている。

また、小川駅西口複合施設について述べられているが、中高生の居場所として具体的なアイデアはあるか。

学校図書館は資料の情報センターであるが、資料は十分に更新されているのか。

事務局：計画の中では読書バリアフリーの観点を入れている。今回の策定にあたっては、市の障がい者担当の部署が新たに入ったので、今後の取組みも可能になると捉えている。外国人のこどもの支援などは、国際交流協会との連携した事業を行っているので拡大することも考えている。

小川西町図書館は、中高生の居場所機能を打ち出した図書館の設計としている。閲覧席やティーンズコーナーが多く用意される予定である。また、周辺地域の賑わいの観点から、東村山市にある高校の生徒の利用を取り込んでいくことを検討していきたい。それによって駅周辺の賑わいや活性化につながると思われる。

学校図書館の資料の更新は厳しい部分があると認識している。

市民活動団体との連携は、協働可能な部分があれば今後取り組んでいきたい。

会長：P21(2)へ市民活動団体との連携を図るということを追加するべきである。

今後5年間あるので、積極的に行うことを具体的に明記しても良いと思う。

事務局：次章に具体的な取組を記載している部分があり、参考とする。

会長：小川西町図書館についても、自由に使える座席が多くなるということを積極的に言っても良い。

事務局：新しい施設は様々な団体が一緒になるので、令和8年度の開館に向けて準備を進めていくことになる。

会長：計画全体としては分りやすく目標があり、取組が順序立てられた良いものとなった。

委員：第2章(P8)について、(1)から(3)の成果が掲げられているが、計画作成で必要なものは課題であると捉えているのでシビアに記すべきと思う。第6次の際はP23にあるような項目の評価をするべきである。そのうえで何が足りなかったのか明確にする必要がある。

またP26「具体的な取組」では「2. 学習情報センター機能の充実」とある一方で、P27「8. 市立小・中学校の学校図書館の機能の充実」でも学習センター機能の記載があるのは不自然に感じる。

委員：P16、5～6行目の「学校図書館担当職員は、学校教職員の一員として～」の一文がある。これを書き込むのであれば、学校司書が職員会議などの学校の会議へ参加できると良くなるのではないか。

事務局：学校司書が学校の中で、ある程度の役割を担うことができれば理想的な形になるのではないかと思われる。

会長：小平市は学校司書の採用を図書館が担っており、教員採用とは別である。小平市では図書館が採用しているが今後は考えていくべきところではないか。今回の提言の中で整理しなければならない問題点としていきたい。

また、仲町図書館の学校支援はどの機能になるのか。

学習センター、情報センターという役割はどこに、どのように置いていくものなのか。

事務局：学習センター等の機能は学校図書館に求められているものであり、仲町図書館はその運営支援をするものである。

委員：学校図書館の機能として学習センター機能、情報センター機能、読書センター機能の働きがあり学校図書館ガイドラインに記されている。

- 会長：仲町図書館の機能を踏まえ、学校図書館の機能についての指摘を確認し素案を見直して欲しい。
- 委員：P23 の取組項目一覧であるが、【新】という表示が5か所あるが新たに5次計画に入れたものか。
- 事務局：新しく計画に書き込んだものであるが、事業としては今までも行っており、計画に入れていなかったものを改めて書き込んだものも含めている。
- 委員：アンケートの結果、P44 の問 15「小平市立図書館のイベントは何で知りましたか。」について、図書館のメールマガジンが0%となっているのが気になる。内容を短い文書で、イベント実施やQRコード等で申し込めるなどの掲載が良い。出しているものが今一つ効果的ではない。
- 事務局：令和元年度との比較もあってメールマガジンを入れている。
- 委員：東村山市のLINE やメルマガ等を申し込んでいる。頻繁にお知らせが届くが、短くまとまっていれば読むこともあると思う。
- 委員：P32「13. 情報発信・広報の充実」で、「ホームページをはじめ小平市公式 SNS 等を活用して～」とあるが具体的に何を使っているか書いた方が分かりやすい。
- 事務局：SNS 等のラインナップが変わることを考慮し記載していない。「Instagram 等」といった書き方を検討する。
- 委員：学校司書は図書館採用であり、教員ではないため授業はできない。教員もその認識であると思われる。以前長く勤めていた学校では様々なことに関わったが、現在の学校では時間が空いた際に何をするか考えている。できることを図書館だより等でアピールしても、教員にはあまり届かないようで反応があまりない。
- 委員：今年度は学校司書の異動が多かったが、前任校と比較ができるので良かったと思う。授業が全部入っていると、自分の動きができないという方もいる。学校単位で司書を上手に使っていけるものなのか。
- 委員：校長が働きかけて各教員が使う。
本来であれば市の教育委員会から、学校図書館の活用について情報提供があると良い。
そのようなものが無い中で、各学校で学校図書館の学習センター機能を考えるならば、学習に使える場として活用するように各教員に働きかけていくのが学校図書館長と思われる。
- 委員：小平市は図書館が学校司書を採用していて、他市は教育委員会が採用しているが動きが違うのか。
- 委員：学習内容に関わることができるのは、教育委員会の指導課である。
- 会長：教員採用と同様であれば校長も認識するが、図書館が採用しそこに派遣している形では学校の情報が入ってこないと思われる。
- 委員：学校司書の職務内容については図書館が決めているのか。職務内容を校長、教員が理解すればそれを受け入れ見合う仕事を与えられる。
- 事務局：図書館で採用しているので職務のある程度の規定はあるが、各学校に配置され業務を行う時に学校によって違いや温度差がある。
- 委員：将来の学校図書館に関わることである。図書館のビジョンを基に学校へそれぞれ派遣し、その学校で啓発するなどの必要がある。また、権限が学校司書に無いと難しいのではないかと思う。

委員：学校によつての温度差は事実だと思う。学校司書の仕事はとてもクリエイティブな部分がある。小学校では教科等研究会が年数回あり、その中で図書館部がある。そこでは、年間1、2回研究授業をやっていて、学校図書館を活用した授業、低学年であれば昔話を読んでそれを紹介し合う授業などをやっている。各校の代表者が集まり、自分の学校に持ち帰り共有することをやっている。そこに学校司書が参加し情報を広げることもある。これから色々と改善できる余地はあるのではないか。

会長：学校司書の採用については前回の提言で募集要項を掲載した。図書館側では分かっているが校長が理解しているかどうかである。

事務局：この計画についてはこれから市民意見公募（パブリックコメント）を行う。市民から広く意見をいただき反映すべきものについては反映したいと考えている。

(2) 協議事項

なし

(3) その他

なし

(次回、令和7年1月23日（木）午後2時から開催予定)